

消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点について（未定稿）**I 団結権を回復すべきか**

(1) 基本的な考え方について

- 団結権については、労働者の基本的な人権であるとの立場から、検討していくべきではないか。

(2) 団結権を回復することにより期待される効果

- 消防職員の団結権を回復することにより、次のような効果が期待できるのではないか。
 - ・ 対等な立場での労使の意思の疎通により、目的意識の共有や公務能率の向上が図られるのではないか。
 - ・ 消防職員の安全を確保することにつながるのではないか。
 - ・ 職員の士気の向上や人材確保につながるのではないか。

(3) 団結権を回復することにより生じる課題・懸念

- 消防職員の団結権を回復することにより、次のような課題・懸念が生じるのではないか。
 - ・ 職員間の対抗関係を生じさせることになり、指揮命令系統や、部隊内の信頼関係に影響を与えるのではないか。
 - ・ 住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと
いう観点から、地域住民との信頼関係に影響を与えるのではないか。
 - ・ 消防職員が自らの権利を主張することにより、消防団との連携や信頼関係に影響を与えるのではないか。

(4) 消防職員の団結権を回復する場合に整理すべき事項

- 労働基本権について、警察職員と異なる取扱いをする理由は何か。
(日本の消防が「警察」に含まれるとするこれまでの政府の見解との整理)

Ⅱ 消防職員の団結権を回復する場合のあり方

(1) 団結権を回復する場合のあり方

- 団結権を回復する場合、以下のようなケースが考えられるが、どのような制度とすべきか。
 - ・ 団結権を回復し、一般非現業職員と同様、当局との交渉を行う。
 - ・ 団結権を回復し、消防職員独自の仕組み（労使協議等）を構築する。
 - ・ 団結権を回復し、当局との交渉や労使協議等を行わない。
- 団結権を回復する場合、消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきか。

(2) 団結権を回復する場合、当局との交渉についてはどのように考えるべきか。

- 団結権の回復について検討する場合に、当局との交渉についてどう考えるかという点について併せて検討する必要があるのではないか。
- 法制的な観点や国際的な観点からも検討する必要があるのではないか。
- Iで検討した効果や課題・懸念について、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるか。
- 仮に団結権を回復し、当局との交渉を行う場合に課題・懸念が生じるとすれば、これに対してどのような対応策が考えられるか。

Ⅲ 制度改正を行う場合の留意点

(1) 消防職員委員会制度について

- 消防職員委員会制度をどのように取り扱うべきか。

(2) 公務員制度改革との整合性

- 公務員制度改革の中で、協約締結権や争議権について検討される場合には、消防職員の特性について勘案する必要があるのではないか。

(3) 円滑な制度の実施について

- 制度の実施に向けた準備期間をどう考えるのか。
- 一部事務組合や小規模な消防本部が存在することについても留意するべきではないか。